

令和6年9月定例会

令和6年9月12日（木曜日）

◎ 出欠席議員氏名

丹野貞子 議長

吉田芳美 副議長

出席議員（14名）

1番 安達智勇 議員	2番 漆山光春 議員	3番 安孫子真弥 議員
4番 東海林信弘 議員	5番 石垣光洋 議員	6番 増川憲一 議員
7番 木村章一 議員	8番 佐藤修二 議員	9番 鈴木英友 議員
10番 林智 議員	11番 奥山英幸 議員	12番 吉田芳美 議員
13番 丹野貞子 議員	14番 細矢誓子 議員	

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田川美和子 事務局 長
須藤隆一 議事係 長

鈴木淳子 主 幹
岡崎美穂 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長
板坂憲助 教 育 長
清野一晴 監 査 委 員
真木秀章 防災危機管理課長
牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課長
今田史明 生活環境企画主幹
矢作 勲 健康福祉課長
佐藤晃一 農林振興課長併
農業委員会事務局長
土方一郎 都市整備課長
軽部昭博 会計管理者兼
会 計 課 長

河内耕治 副 町 長
後藤慶治 農業委員会会長
須藤俊一 防災・危機管理監兼
総務課長
日塔俊浩 空き家対策主幹
日下部敦子 暮らし応援課長
今部憲治 税務町民課長
池田恵子 こどもみらい課長
軽部広文 商工観光課長
大泉正博 上下水道課長
宇野 勝 学校教育課長

◎ 議 事 日 程

令和6年9月12日（木） 午前9時開議

議事日程第4号

日程第1 議案の審議、採決

- 議第49号 令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第50号 令和5年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第51号 令和5年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第52号 令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第53号 令和5年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第54号 令和5年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第55号 令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第56号 令和5年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
- 議第61号 河北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 議第57号 令和6年度河北町一般会計第3回補正予算について
- 議第58号 令和6年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
- 議第59号 令和6年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算について
- 議第60号 河北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第62号 河北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第63号 河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第64号 河北町農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第65号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について

日程第2 請願付託案件の常任委員長報告、採決

日程第3 議員の派遣

日程第4 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程

議第69号 令和6年度河北町一般会計第4回補正予算について

議員発議第2号 パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

議第69号 令和6年度河北町一般会計第4回補正予算について

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

◎ 開 議

午前9時27分

○丹野貞子議長 本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会のため休会となっていました本会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、議案の審議、採決を行います。

議第49号から議第56号までの8議案について、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託しておりますので、その経過と結果について、決算審査特別委員長からの報告を求めます。

「12番吉田芳美議員」

○吉田芳美決算審査特別委員会委員長 決算審査特別委員会の報告をいたします。

決算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成されておりますので、審査の経過については省略することに決定しております。よって、結果のみを報告いたします。

議第49号令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について

議第50号令和5年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第51号令和5年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議第52号令和5年度河北町農業集落排水事

業特別会計歳入歳出決算認定について

議第53号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第54号令和5年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第55号令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第56号令和5年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

以上、8議案について、9月9日から慎重に審査をした結果、8議案とも原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、決算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○丹野貞子議長 決算審査特別委員会委員長報告が終わりました。

決算審査特別委員会委員長の報告では、いずれも原案のとおり認定するとの報告であります。

お諮りします。

決算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成されております。よって、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

順次採決します。

○丹野貞子議長 最初に、議第49号令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定についてを

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議第49号令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

○丹野貞子議長 次に、議第50号令和5年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第50号令和5年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

○丹野貞子議長 次に、議第51号令和5年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対の

ボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第51号令和5年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

○丹野貞子議長 次に、議第52号令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第52号令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

○丹野貞子議長 次に、議第53号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第53号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

○丹野貞子議長 次に、議第54号令和5年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第54号令和5年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

○丹野貞子議長 次に、議第55号令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議第55号令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

○丹野貞子議長 次に、議第56号令和5年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてを採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を委員長報告のとおり決定及び認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第56号令和5年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定については原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

○丹野貞子議長 次に、議事の都合上、令和6年度河北町一般会計第3回補正予算に関する議案について先議します。

議第61号河北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 おはようございます。

議第61号河北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、特定の地域に在勤する職員の給与・旅費の支給の取扱いを定めるため設定するものであります。

第1条は、河北町一般職の職員の給与に関する条例を一部改正するものであります。

表中第5条は、給料の規定における地域手当及び単身赴任手当の取扱いを追加するものであります。

第13条の2は、地域手当の支給及びその割合について定めるものであります。

第14条は、住居手当のうち単身赴任手当が支給される職員の配偶者が居住する住宅について住宅手当の支給及びその額を追加するものであります。

第15条の2は、単身赴任手当の支給及びその月額について定めるものであります。

第23条は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について地域手当の取扱いを追加するものであります。

第25条は、職員の期末手当の基礎額の算出について地域手当の取扱いを追加するものであります。

第26条は、職員の勤務手当の基礎額の算出について地域手当の取扱いを追加するものであります。

第27条は、寒冷地手当の支給について単身赴任手当等を支給される職員の区分を追加するものであります。

第30条は、退職者の給与の支給について地域手当を含める取扱いを追加するものであります。

第31条は、給与から控除できるものとして有料公舎の使用料を追加するものであります。

次に、第2条は、河北町一般職の職員の旅費に関する条例を一部改正するものであります。

表中第2条は、赴任及び扶養親族の用語の定義について定めるものであります。

第3条は、職員が赴任する際に旅費を支給すること及び旅行が変更になった場合の支給について追加するものであります。

第4条は、旅行の際の手續について整理するものであります。

第5条は、旅費の種類に移転料、着後手当及び扶養親族移転料を加え支給することを

追加するものであります。

第15条の2は、赴任の際、職員及び扶養親族の住居移転に係る移転料の額について定めるものであります。

第15条の3は、赴任の際の職員に係る着後手当の額について定めるものであります。

第15条の4は、扶養親族の移転の際の鉄道賃、日当、宿泊料、着後手当について年齢区分ごとに額を定めるものであります。

第16条、第17条、第18条は、項追加に伴う条ずれを改正するものであります。

第23条は、外国旅行の場合の準用規定を整理するものであります。

別表第3は、第2条及び第15条の2に規定する赴任に係る移転料について距離に応じた額を定めるものであります。

次に、第3条は、河北町職員の育児休業等に関する条例を一部改正するものであります。

表中第21条は、部分休業している職員の給与の減額に地域手当を加え取扱いを追加するものであります。

次に、第4条は、河北町職員の高齢者部分休業に関する条例を一部改正するものであります。

表中第3条は、高齢者部分休業を取得している職員の給与の減額に地域手当を加える取扱いを追加するものであります。

なお、本条例の附則として、その施行日を公布の日からとするものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第61号河北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第57号令和6年度河北町一般会計第3回補正予算についてを議題とします。

議長から申し上げます。

議第57号令和6年度河北町一般会計第3回補正予算について訂正したい旨の申出がありましたので、説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 大変申し訳ございません。河北町一般会計第3回補正予算に訂正したい箇所がございます。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の表に示す追加内容で、小中学校整備基本構想基本計画策定支援業務委託に関連する起債について、削除、訂正をお願いいたします。

なお、許可をいただいた後、シールを貼らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長 説明が終わりました。

議第57号令和6年度河北町一般会計第3回補正予算については、ただいま説明がありましたとおり訂正されたものを原案とする

ことについて異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

ここで訂正を行いますので、令和6年度河北町一般会計第3回補正予算書を机の上に置いてくださるようお願いいたします。

それでは、ここで10時5分まで休憩します。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 10時04分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

議第57号令和6年度河北町一般会計第3回補正予算について、歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(5番、7番、14番の通告あり)

確認します。5番、7番、14番、落ちありませんか。

最初に「5番石垣光洋議員」

○5番(石垣光洋議員) それでは、5ページの地方債補正緊急浚渫推進事業について伺います。

対象河川について伺いたいと思います。

準用河川や普通河川などだと思いますけれども、緊急的に実施する箇所の位置づけについて伺います。

あと、緊急浚渫推進事業債、充当率100%で元利償還金の70%を地方交付税措置だと思いましたが、確認のため伺います。

あと、事業の効果について伺います。

実施後に氾濫注意水位までにとどまり、水位上昇を抑え、安全を確保することを事業の効果として期待できる例がありますけれども、河北町の期待する事業の効果について伺います。

事業債の活用について伺います。

土砂等の除去の実施に当たり必要となる測量設計費なのか附帯工事も含むのか伺います。

以上、お願いします。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 5ページの地方債補正ということで緊急浚渫推進事業債のことにしてお答えします。

こちら26、27ページの河川総務費の中にあります土木工事に充てさせていただき記載になっております。こちらの箇所なんですけれども、下釜の排水機場があるんですけれども、そちらのところに、最上川にあります水門、樋門があります。そちらは、今、町で管理しております、そちら管理しているのが最上川本川の排水路まで含まれております。そちらの最上川本川の排水路の普通河川ということで今回こちらのしゅんせつをさせていただきということになっておりまして、度重なる最上川の増水により排水路に泥がたまりまして、下釜の水門、押切地内にありますけれども、そちらの排水がなかなか滞ってしまうということで、今回こちらの事業を使いましてしゅんせつをさせていただきということで、押切地区の内水被害などを軽減できるのではないかと考えております。今のところ起債の充当率は100%で、交付税措置で70%という形で考えておるところでございます。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 押切地区の下釜排水機場ということでした。効果などについては、地元の人たちも大分期待していると思えますけれども、先ほど最後に質問をした測量設計費あるいは附帯工事についてまた伺いたいと思えます。それらも含むのか伺います。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 失礼いたしました。こちら工事費が1,125万円ほどありますので、そちらに工事費だけで充てさせていただきたいということになっております。

○丹野貞子議長 以上で5番石垣光洋議員の質疑を終わります。

次に「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 最初は18ページ、3款1項5目認定こども園移行支援事業補助が全額削除ということですが、これは2億5,000万円ほどありますから、どんないきさつなのかお聞きしておきたいと思えます。

それから、20ページ、4款1項3目路線バス事業384万4,000円の内容について説明を求めます。

次に、22ページ、6款1項3目畑作果樹振興費の内容について説明を求めます。

26ページ、これはただいまの石垣議員の質疑で分かりました。ただ、こういったしゅんせつというのは、時々必要になるのかということについてお聞きしておきます。

さらに28ページ、10款1項2目の事務局費の増額についてであります。

町長の提案理由の説明に基本計画策定の関連の予算だとありましたが、これはどうするのかお聞きしておきたいと思えます。

債務負担行為の削除、4ページについては同意できますけれども、こちらはどうか。そもそも改めて申し上げますが、パブリックコメントは9月14日まで意見公募中でありまして、それに対して町は、それが終わってからその意見を十分に反映させてというのがパブリックコメントの趣旨であります。この事務局費の部分も含めてなんですけれども、こういったことを最初から分かっているながら議案としてパブリックコメントが終わっていないのに、それが終わったような、そのまま求められたような予算案を出すということは、議会と町民軽視の中身だと思えます。こういったことを、途中で問題があったということ認識して削除しましたが、提案理

由を述べたことそのものについて、町当局としては十分な反省をして、それなりのけじめをつけるべきではないか。このように思いますが、このことについても答弁を求めます。

○丹野貞子議長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時23分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

答弁を求めます。

「池田こどもみらい課長」

○池田恵子こどもみらい課長 18ページ、19ページ、3款2項5目児童福祉施設費認定こども園移行支援事業費補助金の2億5,027万7,000円の減額した経緯についてということであります。

こちらは、認定こども園へ移行しようとしていた私立保育園ですが、現在の園舎の老朽化から、園舎を建て替え、認定こども園へ移行する計画をしておりましたが、昨今の情勢により園舎建設のための事業費が当初想定していた金額よりも多大となることから、借入金の返済を行う見込みが立たなくなり、園の理事会でも園舎建設及び認定こども園の移行の計画を取りやめる決定がされました。

このようなことから、法人から取下げ書の提出がありましたので、法人の資金状況や資材費高騰のやむを得ない事情を鑑みまして、町でも事業の取下げをして減額をすることになったということであります。

以上です。

○丹野貞子議長 「今田生活環境企画主幹」

○今田史明生活環境企画主幹 20ページ、21ページ、4款1項3目環境衛生費の路線バス事業費になります。その内容について申し上げます。

まず、通信運搬費37万3,000円ということになりますけれども、こちらは、今現在、路線バスについて再構築等を行っておりまして、いろいろな打合せ等をしてアドバイザーからアドバイスをいただいているところです。その中でアンケート調査をしようかということがありまして、現在の利用状況やニーズ、生活実態を把握するサービス水準を決めるためのアンケート調査ということで行いたいと考えております。そのためのアンケート調査の郵送料ということになっております。アンケートについては全町民を対象にしたものと、あとは中学生、高校生へのアンケート、さらには区長、民生委員についてのアンケートということで、3種類を予定しているところでございます。

運行業務委託料、この347万1,000円についてですけれども、こちらについては、当初に比べまして人件費、そちらと車両経費、修繕関係になりますけれども、そちらが増加しているということがあります。委託業者でも4月に運転士不足ということもあって、賃金のベースアップをしたということを知っております。そういった人件費の増加がありましたので、そちらを見込んだ形で300万何がしの増加と、補正ということで計上しているところでございます。

以上です。

○丹野貞子議長 「佐藤農林振興課長」

○佐藤晃一農林振興課長併農業委員会事務局長 22、23ページ、6款1項3目の畑作果樹振興費の中の魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金の内容でございます。

こちらにつきましては、当初予算で1,525万円ほど予算化しておりましたけれども、その内容につきまして変更が生じたので、860万円ほどそこに対して増額をするも

のでございます。残りにつきましては、これから県で、9月議会で提案されるものがございますけれども、さくらんぼ高温対策緊急支援事業というものが県で上程される予定でございます。こちらに対する町の上乗せ額ということで800万円ほどを考えているものでございます。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 26ページ、27ページの河川費になります。

こちら下釜排水機場のところの水門を管理してから10年ちょっとたつんですけれども、そこで大分泥がたまってということで今回させていただくこととなりますが、このような最上川の増水が頻発化している気象状況ですので、今後も泥等で流れが阻害される場合は、何らかの対策を考えていきたいと思っておりますのでございます。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 28、29ページ、10款1項2目事務局費の増額の内容でございます。

1つは、会計年度任用職員の報酬に不足が生じておりますのでその分の増額と。あと、謝礼につきましては、現在、子どもの読書活動推進計画策定中でありまして、策定委員の謝礼、あと、今、海外から河北町に転入する児童・生徒が少し増えております。その方に対しまして、日本語習得支援に関して、人をつけます日本語習得をさせていただいております。その分に不足が生じておりますので、その分の増額の謝礼でございます。あと、機械器具費につきましては、同様に学校現場で通訳が困難になる場合がございますので、その機器、通称ポケットクでしょうか、そちらを2台購入させていただきたいということでございます。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 今回、債務負担行為につきましては、先ほど議員からもありましたとおり削除の訂正をお願いして、今、審議をお願いしているわけがございますけれども、当初、当初というか冒頭での提案段階では、教育委員会としてパブリックコメントをまだ進行中ということではございますけれども、その手続を経た上で所要の調整を行う。その上で債務負担行為に当初想定していた業務に着手し、できるだけ早く基本構想、そして基本計画の検討に着手し、より具体的なこれからの整備の方向性というものの議論を深めるものにつなげていきたいという趣旨で提案させていただいたということでもあります。

一般質問の質疑もいただきました。そして、その中でしっかりこの議論を丁寧に前に進めていくためにはということで、本日、訂正をお願いして、今、審議に臨ませていただいているところでございます。

したがって、今後、教育委員会におきまして、パブコメを踏まえて、そのご意見を踏まえ、基本方針の案にどう反映すべき内容があるかということも踏まえ、そしてまた、中には今後の基本構想及び基本計画の検討の中で整理していくべきご意見もいろいろ想定されるかと思っております。

いずれにしても、重要な小学校の在り方、さらには中学校との一貫教育ということも含めた本町にとっての大きな政策課題に関わってくる議論になりますので、先送りできない問題とは認識しておりますけれども、手順を踏んで丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 最初、18ページの認定こども園移行支援事業ですけれども、最初

に予算化する段階の町の判断はどうだったのかということについてお聞きします。

それから、今、町長からご発言いただきましたが、私はその中身がどうだという問題ではなくて、パブリックコメントを進めているというときに、それをあたかももう最初からそのまま認められるものだとするそういう進め方、これは大きな間違いで、それを分かっている予算化してというのは、大きなミスなんです。行政はこういったミスをしちゃいけないんです。これは議会を著しく、本当は提案しちゃいけないものを提案しようとしている。町民にもパブリックコメントを求めているながら、それが全く意見が入らないということを前提にしたような進め方、これは非常に大きな問題があるので、そういったことをやってしまった結果責任について、町行政としてはじめをつけなきゃいけないんじゃないかということを申し上げております。もう一度、そのはじめをつけるべきじゃないですか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 パブリックコメントも重要な手続であります。その認識は十分持っておりますし、パブコメについても、しっかり今後、この案件につきましても、それ以外の案件につきましても、パブコメに付す案件というのはあり得るかと思っております。今回のご指摘というものを、あるいは経過ということも含めてしっかり受け止めさせていただいて今後の町政につなげていきたいと思っております。

○丹野貞子議長 「池田こどもみらい課長」

○池田恵子こどもみらい課長 予算化する前の町の判断ということではありますが、法人では、今、幼稚園と小規模保育所をそれぞれ別の場所で運営しておりますが、ゼロ歳児から5歳児が同一敷地内で関わりを持ち、保護

者も利用しやすい環境を整備する必要があるということを感じておりましたので、また、建物も老朽化をしているということで、法人の意思を尊重しての判断ということになりました。

以上です。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 認定こども園であります。熱心に幼児教育に取り組んでいただいている事業体ですので、ぜひ町としてしっかり支援をして支えてやっていける今後の取扱いも進めていただければと思います。以上で質疑を終わります。

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） それでは、私から2点ほどお聞きいたします。

最初は、16ページ、17ページ、3款3項4目老人福祉費、高齢者居場所づくり事業費の24万8,000円ですけれども、これはどこの場所なのか、その辺をお尋ねいたします。

それから、30、31ページ、10款1項8目谷地高等学校支援費機械器具費20万円、この内容はどのようなものか、お尋ねをいたします。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 予算書の16ページ、17ページ、3款1項4目老人福祉費でございます。

これは、高齢者居場所づくり事業費としまして、企業借上料については、AEDの単価が高騰していますので、その不足分といえますか、予算として不足が生じることになっていますので、その分をまず6,000円、予算化しております。あとは施設備品として、これは通所Bで活動しております旧北谷地保育所になりますが、そちらでFF暖

房が故障してしまったということでのジェットヒーターの購入の対応によるものでございます。北谷地の旧北谷地保育所になります。よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 30、31ページ、10款1項8目谷地高等学校支援費にあります機械器具費でありますけれども、こちらの中で魅力発信コーディネーターをお願いしてございます。そちらで今のところは魅力発信、いろいろ谷地高ニュースなどをつくっていただいで発信していただいているところですけれども、その方が使っていらっしゃるパソコンが自前のパソコンであるということでありまして、これについて町で新規に購入したいということでございます。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） 先ほどの高齢者居場所づくりの事業費ですけれども、北谷地で開催されております高齢者の居場所づくりの暖房器具の施設備品というご説明でありましたけれども、様々、今、各地域でこの高齢者の居場所づくりが盛んに活動されておりますけれども、やはりそのほかの場所からのこういう備品の何というか、不具合があったりして変えてくれという要望は、出されているのでしょうか。その辺の状況をお聞きしたいと思います。

あと、こちら谷地高校の機械器具費は分かりました。ありがとうございました。

先ほどの1点だけお願いいたします。

○丹野貞子議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 公共施設を利用して活動を行っている通所Bに関しましては、この旧北谷地保育所のジェットヒーターのところと、あと、その次のページにあるんですが、19ページです。すこやかふれあい交流センターの中でもこの施設備品というの

がありますが、これも通所Bの活動に係り故障が生じたFF式ファンヒーターを更新するという内容でございます。

あと、そういった不具合があるときには、私どもにそういった形で報告等がございますので、それには補正予算等で対応しておりますという状況でございます。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） 高齢者居場所づくりの場所が、前の町の公共施設を使われているところが多いので、やはり設備自体も古くなっているところが多いと思いますので、対応をよろしくしていただいで、高齢者の皆様が楽しく集って過ごされる場所であってほしいと思います。ありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で細矢誓子議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

議第57号令和6年度河北町一般会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第58号令和6年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算に

ついてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第58号令和6年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第59号令和6年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第59号令和6年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第60号河北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 議第60号河北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町民の利便性を図るため、コンビニエンスストア等に設置されている多機能機端末やオンラインにより印鑑証明書が所得できることとするため条例の一部を改正するものであります。

第13条の印鑑登録証明書の交付申請に第2項を追加し、個人番号カード及びスマートフォンに搭載された利用者用証明書用電子証明書を使用し申請できることとするものであります。

施行期日は、令和7年1月6日であります。

以上、よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第60号河北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第62号河北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 議第62号河北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

住民票等のコンビニ交付事業実施に当たりまして、手数料を一律にすることで料金に関するトラブルや混乱を防ぐとともに、住民が安心してサービスを利用できるよう条例の一部を改正するものであります。

第2条に規定する別表の5住民基本台帳に関するものの住民票、除かれた住民票の写しについて、「1世帯4人まで400円、1人増すごとに50円を加える」という文言を「1世帯400円」とするものであります。

施行期日は、令和7年1月6日であります。

以上、よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第62号河北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第63号河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 議第63号河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

第8条の葬祭諸費について、葬祭具の支給廃止に伴い、見出しを葬祭諸費から葬祭費とし5万円の支給のみとするため、第8条第1項第1号、第2号及び第2項を削除するものであります。

第14条は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正により被保険者証等が廃止されることに伴い、項ずれの対応と所要の改正を行うものであります。

施行期日は、第8条は令和6年11月1日、第14条は令和6年12月2日であります。

以上、よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(7番の通告あり)

確認します。7番木村章一議員、落ちありませんか。

それでは、「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 国民健康保険において葬式があった際に、これまでは現物支給もあり得たんですけども、それをなくすと。全部現金給付に変えるということのようではありますが、実態として現物支給をしてきていたのはどのくらいあったのか。少し長いスパンで見たときにどんな変化があったのかなどについて説明を求めます。

○丹野貞子議長 「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 現物支給の質問でございますが、昔ですと、死亡されると隣組が主体となりまして役場に死亡届等を届けまして、葬祭具につきましては、担当の建具屋から支給してもらってくださいということがあったのでございますが、最近では葬祭センター、業者をお使いの方がほとんどでございます。よりまして、平成30年に1件の現物支給があった以来、現在まで支給した状況はございません。

以上です。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 分かりました。終わります。

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第63号河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第64号河北町農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 議第64号河北町農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、体験型滞在施設ひなの宿の利用料金を改正する必要が生じたため、条例中第10条別表に定める額の範囲額を改正するものであります。

改正内容につきましては、宿泊料1名につき一般料金、中学生以上を「4,800円」から「8,000円」に、小学生料金を「3,700円」から「6,000円」に、小学生未満で寝具を利用する場合の料金を「1,000円」から「1,100円」に改正し、日帰り利用（和室）及び2の日帰り利用は4時間以内とするものを廃止するものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものとさせていただきます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（7番の通告あり）

確認します。7番木村章一議員、落ちありませんか。

それでは、「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） ひなの宿の利用料、特に一般の部分が4,800円から8,000円に変わるということではありますが、これは一気に変わるというものではなくて、上限が変わると。なおかつ現場で年末年始とかお盆のときとか利用が多いときには、一定の額を調整してその上限が8,000円になると捉えていいかどうか、説明を求めます。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 先ほどの説明で申し上げましたとおり、別表に定める範囲内ということで上限8,000円とさせていただきます。現在のところ4,800円ということではありますが、このたび可決いただきましたら、指定管理先でありますべに花の里振興公社と協議をした上で現状に見合った価格の設定をしていきたいと考えております。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 時期によっての利用料の上限などということについても、町は相談にあずかる、意見を述べるというスタンスなんでしょうか、お聞きしておきます。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 この条例中の適用、4で次に掲げる日及び期間の宿泊料は、先ほど改正の金額を申し上げた上記の額の2割に加算した額とするということでございます。繁忙期、金曜日、さらには土曜日、国民の祝日とあらかじめ町長が繁忙期と認めた期間ということで、この繁忙期につきましては、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始というところを想定させていただいております。そこは、2割を加算した額以内とさせていただきたいと思っております。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 加算額は2割と書いて

あります。2割以内と書いてありませんが、実際は2割以内なんですか。それとも、単純に繁忙期は2割加算するとなるんでしょうか、お聞きしておきます。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 2割を加算した額とさせていただきますいておりますが、こちらは、上限が2割ということで認識いたしておりますが、加算割合については、指定管理先のべに花の里振興公社と協議しながら進めていくということでもあります。

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前10時59分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

答弁の修正を求めます。

「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 大変失礼いたしました。

先ほどの答弁の中で、2割以内ということでべに花の里振興公社と協議させていただくという答弁をさせていただきましたが、2割と定めておるということに訂正させていただきたいと思っております。

○丹野貞子議長 「河内副町長」

○河内耕治副町長 宿泊料につきましては、先ほど申し上げました繁忙期といいますかお客様でにぎわう時期、需要が多い時期につきましては2割加算ということにさせていただきます。

その方法でございますが、基本の宿泊料の上限を今回8,000円にさせていただきたいというふうにしております。ですから、仮に

8,000円の上限で宿泊料と基本的に決めた場合は、その2割ですので1,600円、9,600円が最大となりまして、6,000円であれば、1,200円加算ということで7,200円という宿泊料になってまいります。

○丹野貞子議長 以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第64号河北町農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第65号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 議第65号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定についてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正により被保険者証等が廃止されることに伴い、山形県後期高齢者医療広域連合規約別表第1第2項及び第3項中被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものであり

ます。

施行期日は、令和6年12月2日であります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第65号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 日程第2、請願付託案件の常任委員長報告、採決を行います。

総務産業常任委員会委員長5番石垣光洋議員からの報告を求めます。

「5番石垣光洋議員」

○石垣光洋総務産業常任委員長 総務産業常任委員会の報告をいたします。

本定例会において総務産業常任委員会に付託されました請願第1号パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出を求める請願について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る9月2日、本会議散会后、委員会室において委員全員と事務局から鈴木主幹が出

席し、説明員として須藤総務課長の出席を求め委員会を開催いたしました。

請願の趣旨は、昨年10月のハマスのイスラエルへの越境攻撃は、ロイター通信報道によれば死者1,400人、人質240人と多くの市民が犠牲となり、許されるものではない。

しかしながら、人質奪還とハマスのせん滅を理由としたイスラエル軍の攻撃は、病院、学校、難民キャンプ、国連機関や国連施設などにも及び、8月15日現在で瓦礫の下の犠牲者を含むと死者は4万人を超え、犠牲者の6割以上が女性と子供である。また、負傷者は少なくとも9万人超に上っている。イスラエル軍による攻撃によって無辜の市民が虐殺され、負傷し、加えて人道的な危機が深刻化している状況は、決して許されない。

イスラエル・パレスチナの双方が批准している国連憲章が定める紛争の平和的解決や国際人道法が定める民間人の保護に反するものである。

昨年12月には国連総会決議、今年に入って国連安全保障理事会でも同様の停戦を求める決議が採択されているが、いまだ停戦に至っていない。国連憲章及び国際人道法に基づいて平和的な対話と外交的な解決こそが、この問題を根本的に解決する唯一の道筋だと考える。

日本はパレスチナの国連加盟に賛成しているので、国連憲章及び国際人道法に基づき、国際社会と協調しながらガザ地区の停戦の実現に向けて一層の外交努力を求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。

委員会では、平和的な対話と外交的な解決こそが問題を解決する唯一の道筋であり早期に対応する必要があることから、請願の

趣旨に賛同するとの意見が出され、採決の結果、全会一致で採択と決定いたしました。

以上、本委員会での審査の経過と結果について申し上げ、委員長報告を終わります。

○丹野貞子議長 請願第1号パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出を求める請願については、委員長報告では採択であります。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本請願を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、請願第1号パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出を求める請願については委員長報告のとおり採択と決定しました。

○丹野貞子議長 日程第3、議員の派遣についてを議題とします。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

お手元に配付のとおり議員を派遣するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議員の派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

○丹野貞子議長 ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時45分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

休 憩 午前11時46分

再 開 午前11時47分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

日程第4、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可についてを議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に議会運営に関する

事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

○丹野貞子議長 追加議事日程第1号に入ります。

日程第1、議案の上程を行います。

議第69号 令和6年度河北町一般会計第4回補正予算について

議員発議第2号 パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出について

以上の2議案を上程します。

○丹野貞子議長 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日、追加でご提案申し上げます。つきまして提案理由の説明を申し上げます。

議第69号令和6年度河北町一般会計第4回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,887万円を増額し、歳入歳出予算の総額を109億4,773万1,000円とするものであります。

その内容につきまして歳出から申し上げます。

2款総務費の定額減税補足給付金等事業費では、定額減税し切れないと見込まれる方への給付金、令和6年度個人住民税において新たに非課税等となる世帯への給付金に係る費用について、予算額に不足が見込まれるため増額するものであります。

7款商工費の観光施設費では、べに花温泉ひなの湯の修繕に係る費用を増額するもの

であります。

次に、歳入について申し上げます。

15款国庫支出金では、事業の歳出額に合わせて物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を補正するものであります。

19款繰入金では、財政調整基金からの繰入れを事業の歳入歳出額に合わせて補正するものであります。

以上が令和6年度河北町一般会計第4回補正予算の概要であります。

以上、追加提案いたしました1議案の提案についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 続いて、「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 提案理由の説明を行います。

議員発議第2号パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官に意見書を提出するものです。

その内容につきましては、お手元に配付してあります意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書

昨年10月のハマスによるイスラエルへの越境攻撃は、ロイター通信報道によれば死者1,400人、人質240人と多くの市民が犠牲となり、許されるものではない。

しかしながら、人質奪還とハマスのせん滅を理由としたイスラエル軍の攻撃は、病院、学校、難民キャンプ、国連機関や国連施設などにも及び、8月15日現在で、瓦礫の下の犠牲者を含むと死者は4万人を超え、犠

牲者の6割以上が女性と子供である。また、負傷者は、少なくとも9万人超に上っている。イスラエル軍による攻撃によって無辜の市民が虐殺され、負傷し、加えて人道的な危機が深刻化している状況は、決して許されない。

イスラエル・パレスチナの双方が批准している国連憲章が定める紛争の平和的解決や、国際人道法が定める民間人の保護に反するものである。

昨年12月には、国連総会決議、今年に入って国連安全保障理事会でも同様の停戦を求める決議が採択されているが、いまだ停戦に至っていない。

国連憲章及び国際人道法に基づいて平和的な対話と外交的な解決こそが、この問題を根本的に解決する唯一の道筋だと考える。

日本はパレスチナの国連加盟に賛成しており、国連憲章及び国際人道法に基づき、国際社会と協調しながらガザ地区の停戦の実現に向けて政府に対し一層の外交努力を求める。

記1、パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向け、一層の外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月12日

山形県河北町議会議長 丹野貞子

衆議院議長 額賀福志郎殿

参議院議長 尾辻秀久殿

内閣総理大臣 岸田文雄殿

外務大臣 上川陽子殿

内閣官房長官 林芳正殿

以上、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長 日程第3、議案の審議、採決を

そうしたことを踏まえて、できるだけ早めにはしたいと思っておりますが、現状がこういった現状でございますので、11月もしくは12月ぐらいにずれ込んでしまうのかと想定しているところでございます。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 今、課長から説明をありがとうございます。

ただ、一応要望としましては、利用者から見ると、説明文では故障していて交換が必要ということなので、しばらくの間ということでおわびというか、説明書がそれぞれの場所に、ひなの湯のところにも掲示はあるんですけども、何でそんなに時間がかかるのかと、対応が遅いんじゃないかというのが実際に聞こえてくる声であります。

その辺も十分に意識しながら、もっと詳しい説明ではないんですけども、お客様から理解を得られるように取り組んでいただきたいと思えます。

終わります。

○丹野貞子議長 以上で9番鈴木英友議員の質疑を終わります。

次に、「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 10ページ、2款1項11目定額減税補足給付金について質疑いたします。

この低所得者支援及び定額給付金の積算内容について説明を求めます。

それから、今の7款1項4目べに花温泉ひなの湯の管工事ですけども、今はどんな対応をしているのかについて1点お聞きしておきます。

○丹野貞子議長 「今田生活環境企画主幹」

○今田史明生活環境企画主幹 2款1項11目定額減税補足給付金等事業費についてのご質問になります。

積算の内容ということになりますけれども、

こちらについては、所得税と住民税所得割というのがありますけれども、所得税については定額減税可能額というのがあります。こちらについては、3万円掛ける本人と扶養者も含めた形の可能額になっております。そこから令和6年分推計所得税ということで、こちらは推計した所得税になりますけれども、そちらを差し引いてその控除不足額、引き切れない部分、そちらが発生してきます。住民税も同様な考えで、住民税は1万円になってきますが、引き切れない部分があります。その所得税分と住民税分の引き切れない部分、これを足しまして1万円単位で控除すると、給付することになりまして、そういった定額減税し切れない方を抽出いたしまして、そういった計算の積み上げということで今回の給付額ということになってございます。

以上です。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 10ページ、11ページ、7款1項4目観光施設費の工事請負費、べに花温泉ひなの湯の管工事の現在の対応ということでは、現在は水道水を循環させていただきまして、その循環したものを水風呂にためているという状況でございます。水温的には25度から二十六、七度ぐらいで推移はしておりますが、冷却している水温から比べると、相当ぬるくなっているということで、お客様からもできるだけ早く復旧してほしいというご要望は頂戴しているところでございますが、現在のところは、水道水の常温で対応しているという状況でございます。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 定額減税補足給付金ですが、該当者にはいつ頃給付になる見通しを持ってありますか。

○丹野貞子議長 「今田生活環境企画主幹」

○今田史明生活環境企画主幹 本日、補正予算で可決いただきまして、すぐさま発送ということで考えております。その後、対象者に郵便物が届きますので、そちらから順次、確認書というのがこちらに郵送ないし持参ということで行われますので、そちらをこちらで審査というか確認いたしまして、実際、給付振込を見込んでいるのが9月下旬ないし10月上旬ということで見込んでいるところでございます。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 終わります。

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

休 憩 午後0時07分

再 開 午後0時08分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

質疑を終了しました。

討論もなしと認めました。

採決します。

議第69号令和6年度河北町一般会計第4回補正予算についてを採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本案を決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第69号令和6年度河北町一般会

計第4回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議員発議第2号パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は電子システムによる投票により行います。

本請願を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議員発議第2号パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出について原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本定例会の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

議員各位には、9月2日に本定例会を招集いたしましてから本日まで長期間にわたりご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

丹野貞子議長並びに細谷誓子議会運営委員長、そして決算審査特別委員会におきまして議事を進めていただきました吉田芳美委

員長におかれましては、円滑な議事運営を
いただき心から厚くお礼申し上げます。

また、各会計の決算審査に当たられました
清野一晴代表監査委員、漆山光春監査委員
に対しまして深く感謝を申し上げる次第で
あります。

不安定な国際情勢・社会経済情勢、さらには
原油価格や生産資材物価高騰の長期化によ
る暮らしや経済活動への影響に十分留意
しながら引き続き機動的に町政を運営して
いかなければなりません。

あわせて、人口減少、少子化対策、人手不
足や賃上げ、働き方改革など、山積する行
政課題にも正面から立ち向かい、未来志向
の対話を積み上げ、町の未来を担う子供た
ち、若者、子育て家庭の皆さん、河北で暮
らす全ての世代が夢や希望を持って住み続
けられるまちづくり、安全・安心なまちづ
くりにも全力で取り組むとともに、活力ある
まちづくりに向け、関係機関、団体とのな
お一層の連携、そして職員の士気高揚に努
めながらチャレンジしてまいります。

最後になりましたが、本定例会の審議の中
で議員の皆様からいただきましたご意見・
ご提言等につきましては、可能な限り行政
運営に反映させてまいります。

今後とも議員各位のご指導をお願い申し上
げ、9月定例会の閉会に当たってのご挨拶
といたします。

誠にありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で本定例会に付議されまし
た事件は全て議了しました。

これをもって令和6年9月河北町議会定例
会を閉会いたします。

長期間にわたり大変お疲れさまでした。

午後0時15分 閉会

会議の経過を記載し、その相違のないこと
を証するためここに署名します。

令和6年9月

河北町議会議長 丹野貞子

河北町議会署名議員 漆山光春

河北町議会署名議員 奥山英幸

